

各位

株式会社ヘキサゴンホールディングス、江藤鉄男氏及びエフシーインシュランス株式会社
による「公開買付報告書」について

以上

【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年2月21日
【報告者の氏名又は名称】／ 1	株式会社ヘキサゴンホールディングス
【報告者の住所又は所在地】	東京都新宿区四谷一丁目15番地 アーバンビルディングSAKAS. 8 B棟3階 株式会社ヘキサゴンキャピタルパートナーズ内
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	03-5312-6735
【事務連絡者氏名】	高木正広 / 藤本雄師
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
〔報告者の氏名又は名称〕／ 2	江藤鉄男
〔報告者の住所又は所在地〕	東京都渋谷区代々木神園町3番3号
〔最寄りの連絡場所〕	東京都新宿区四谷一丁目15番地 アーバンビルディングSAKAS. 8 B棟3階 株式会社ヘキサゴンキャピタルパートナーズ内
〔電話番号〕	03-5312-6735
〔事務連絡者氏名〕	高木正広 / 藤本雄師
〔代理人の氏名又は名称〕	該当事項はありません。
〔代理人の住所又は所在地〕	該当事項はありません。
〔最寄りの連絡場所〕	該当事項はありません。
〔電話番号〕	該当事項はありません。
〔事務連絡者氏名〕	該当事項はありません。
〔報告者の氏名又は名称〕／ 3	エフシーインシュランス株式会社
〔報告者の住所又は所在地〕	東京都千代田区神田小川町三丁目10番7号
〔最寄りの連絡場所〕	東京都新宿区四谷一丁目15番地 アーバンビルディングSAKAS. 8 B棟3階 株式会社ヘキサゴンキャピタルパートナーズ内
〔電話番号〕	03-5312-6735
〔事務連絡者氏名〕	高木正広 / 藤本雄師
〔代理人の氏名又は名称〕	該当事項はありません。
〔代理人の住所又は所在地〕	該当事項はありません。

〔最寄りの連絡場所〕	該当事項はありません。
〔電話番号〕	該当事項はありません。
〔事務連絡者氏名〕	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社ヘキサゴンホールディングス （東京都新宿区四谷一丁目15番地 アーバンビルディングSAKAS. 8 B棟3階 株式会社ヘキサゴンキャピタルパートナーズ内） エフシーインシュランス株式会社 （東京都千代田区神田小川町三丁目10番7号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪府大阪市中心区北浜一丁目8番16号）

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社ヘキサゴンホールディングス、江藤鉄男及びエフシーインシュランス株式会社を総称していいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、ステラ・グループ株式会社をいいます。
- (注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注7) 本書中の「株券等」とは、株券等に係る権利をいいます。
- (注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注9) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

1 【公開買付けの内容】

(1) 【対象者名】

ステラ・グループ株式会社

(2) 【買付け等に係る株券等の種類】

① 普通株式

② 新株予約権（以下イないしハを総称して「本件新株予約権」といいます。）

イ 平成15年5月22日開催の対象者株主総会の特別決議に基づき発行された新株予約権

ロ 平成15年12月25日開催の対象者株主総会の特別決議に基づき発行された新株予約権

ハ 平成19年5月25日開催の対象者株主総会の特別決議に基づき発行された新株予約権

(3) 【公開買付期間】

平成22年11月19日（金曜日）から平成23年2月18日（金曜日）まで（58営業日）

2 【買付け等の結果】

(1) 【公開買付けの成否】

公開買付開始公告及び公開買付届出書（その後の公開買付条件等の変更の公告及び公開買付届出書の訂正届出書を含みます。）に記載の通り、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、本公開買付けに応募された株券等の全部の買付を行います。

(2) 【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成23年2月21日に報道機関に公表いたしました。

(3) 【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	52,844,850 (株)	52,844,850 (株)
新株予約権証券	—	—
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—
株券等預託証券 ()	—	—
合計	52,844,850	52,844,850
(潜在株券等の数の合計)	—	(—)

(4) 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数（個）（a）	121,914
aのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）（b）	—
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）（c）	—
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（個）（d）	—
dのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）（e）	—
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）（f）	—
対象者の総株主等の議決権の数（平成22年11月30日現在）（個）（g）	239,864
買付け等後における株券等所有割合 ((a+d) / (g+ (b-c) + (e-f)) ×100) (%)	50.31

(注1) 「報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、江藤鉄男及びエフシーインシュランス株式会社がそれぞれ有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 江藤鉄男及びエフシーインシュランス株式会社は、それぞれ公開買付者である一方、各公開買付者にとっての特別関係者に該当することから、重複計上を回避するため、「報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)」においては、両者の有する所有株券等に係る議決権の数は、特別関係者所有分としては、計上されていません。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成22年11月30日現在)(個)(g)」は、対象者の平成23年1月14日提出の第39期第3四半期報告書に記載された総株主等の議決権の数です。

但し、本公開買付けにおいては、本件新株予約権の行使により交付される可能性のある対象者株式についても対象としており、また、単元未満株式についても本公開買付けの対象としておりましたので、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者の上記第3四半期報告書に記載された総株主の議決権数239,864個に、本件新株予約権の目的である対象者株式の議決権数の最大数(上記第39期第3四半期報告書に記載された平成22年11月30日現在の対象者の本件新株予約権(合計2,400個)の目的である株式の数(2,400,000株)に係る議決権の数2,400個)、単元未満株式の議決権の数(上記第3四半期報告書に記載された平成22年11月30日現在の単元未満株式数(65,000株)に係る議決権の数(65個)(同日現在の単元未満の自己株式数(693株)を含んだ単元未満株式数に係る議決権の数))及び自己株式の議決権の数(6個)を加算し、「対象者の総株主等の議決権の数(g)」を242,335個として計算しています。

(注4) 「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(5) 【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

該当事項はありません。